

徳島県における住宅の耐震化に向けた取り組み

1 住宅耐震化促進事業について

平成15年4月、中央防災会議が発表した東南海・南海地震における徳島県の被害想定では、揺れによる多くの建物倒壊が予想されています。

県民の生命や財産を守り、南海地震による被害を最小限に抑えるためには、阪神淡路大震災の教訓からも明らかなおり、ふるい住宅の耐震化を早急に進める必要があります。

県では、平成16年度から市町村や建築士関連団体等と連携し、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断、耐震改修を支援するための木造住宅耐震化促進事業を実施し、平成18年度からは命だけは守る簡易な耐震化工事に対する利子相当額を補助する耐震リフォーム支援事業を開始しました。また、耐震改修を実施した住宅に対する税制支援も始まりました。

2 新耐震基準以前に建てられた木造住宅の耐震化対策の重要性と県内の住宅ストックの状況

阪神・淡路大震災における昭和56年以前に建築された新耐震基準を満たさない建築物の被害状況をみると、木造で、倒壊・崩壊・大破した建物は39%、鉄骨造では18%、鉄筋コンクリート造では14%となっています。*1

県内の住宅ストックは約28万8千戸であり、そのうち昭和55年以前に建設された木造住宅戸数は約10万戸であり、全体に占める割合は35%となっています。また、非木造住宅は約2万8千戸で全体に占める割合は10%となっています。*2

*1 阪神淡路大震災建築調査委員会中間報告 *2 平成15年住宅・土地統計調査

3 徳島県木造住宅耐震化促進事業（お申込は各市町村担当課へ）

税制支援とあわせて**80万円**を超える助成が受けられます。

① 木造住宅耐震診断支援事業（診断員の派遣）

対象：新耐震基準以前の木造住宅（在来工法で2階建て等の条件あり）

事業主体：県内全24市町村

費用負担：申請者自己負担 3,000円

国、県、市町村負担 30,000円

② 木造住宅耐震改修支援事業（工事費補助）

対象：耐震診断で危険と判断された住宅を耐震改修するもの

事業主体：県内全24市町村

実施例：耐震壁の追加、基礎の補強などの改修工事等

補助額：改修工事費の2/3以内かつ60万円を上限

③ 耐震改修アドバイザー派遣制度

対 象：木造住宅耐震改修支援事業を利用する住宅

方 法：原則として、対象住宅の耐震診断を実施した診断員が、改修計画と工事の指導を行う

事業主体：耐震改修事業を実施している市町村

費用負担：申請者自己負担なし(費用 40,000 円は国、県、市町村が負担)

4 耐震リフォーム支援事業 (お申込は徳島県住宅課へ)

徳島県と金融機関が協力し、耐震化を支援します。金融機関は優遇金利のリフォーム融資を実行し、徳島県は利子の一部を補助する制度です。

対 象：昭和 56 年以前に建築された木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の一戸建て住宅
金融機関から融資を受け耐震化工事を含むリフォーム工事を行うもの

補 助 額：簡易な耐震化工事にかかる経費に対する借入利子相当額(金利 2%分
5 ヶ年間で 20 万円を上限)を県が補助します

※木造住宅耐震改修支援との両方の補助を受けることはできません。

5 住宅耐震改修促進税制 (市町村の証明等を受け申告)

耐震改修を行った住宅に対し、所得税や固定資産税の減額が行われる制度です。

① 所得税の特別控除制度

対 象：平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に、自ら居住の用に供する昭和 56 年以前に旧耐震基準で建築された住宅の耐震改修(現行耐震基準に適合)を行った個人

控 除 額：当該耐震改修に要した費用の 10%相当額(20 万円を上限)を所得税額から控除

② 固定資産税の減額措置

対 象：昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅で、平成 18 年から平成 27 年までの間に 30 万円以上の耐震改修(現行耐震基準に適合)を行った住宅

減 税 額：固定資産税額(1 戸当たり 120 m²相当分までに限る)を工事完了した時期に応じ 1~3 年間、税額を 1/2 に減額

※徳島県木造住宅耐震改修支援事業の補助を受け改修を行った住宅は、所得税の特別控除及び固定資産税の減額措置の対象となります。

6 耐震相談所設置事業

対 象：一般県民

事業主体：徳島県

事業内容：毎週水曜日午後 1 時から 5 時まで、建築構造専門の相談員を配置した耐震相談所を開設し、直接来訪者及び電話・ファクシミリ等による相談に応じる。

